

戸建てにおける補助番号制度の導入について

板橋区では、昭和 38 年より段階的に住居表示の実施が行われ、区内全域で「(例) 板橋区板橋〇丁目〇番〇号」と表示している。

しかし、住居表示の実施開始から 50 年以上が経過した現在、住宅の狭小化による同じ住居番号の戸建ての増加、個人情報意識の高まりによる表札等の減少、郵便配達以外の宅配サービスの増加等により、郵便物等の誤配、救急車両の到着遅延、ガス・水道等公共サービスの取り違い等、従来の制度のみによる表示方法では不十分となるケースが報告されている。

これらの問題が解決できるよう、住居表示台帳のシステム化に伴い、戸建ての住居表示において補助番号制度を導入する。

1 補助番号制度の概要【板橋区板橋〇丁目〇番〇号 - 〇】

補助番号とは、住所（板橋区板橋〇丁目〇番〇号）の後につく方書^{*}の役割を持つものとして、戸建てに個別の番号を自治体で独自に設定するものである。なお、都内 23 区では 5 区が既に補助番号を導入している。

※方書…住所だけでは特定が十分でない場合に付け加えるもの（例：アパート名、居室番号）

2 補助番号付番事務概要

(1) 希望制による番号付番

現在、住所の重複について早急な問題解決を望む住民がいる一方、特に現状で不便を感じていない住民もいるものと推測されるとともに、番号付番による手続きが必要となることから、希望者からの申請に基づき、対象の戸建てのみに補助番号を付番する。

(2) 集合住宅の住所との差別化

板橋区においては、原則 3 階建 25 戸以上の集合住宅について、居室番号までを住所（板橋区板橋〇丁目〇番〇-〇〇〇号）として表記し、建物名称は省略可能としている。

補助番号は、住所の表記上、方書部分に記載されるため、付番しても建物名称を省略している集合住宅の住所との判別が容易である。

(例) 集合住宅表記（現行）：板橋区板橋〇丁目〇番〇 - 101 号

補助番号導入の場合：板橋区板橋〇丁目〇番〇号 - 1

(3) 申請受付窓口

補助番号の付番は方書の変更であるため、申請は本庁舎戸籍住民課だけでなく、転出入の手続きと同様に区民事務所においても可能であり、希望する区民に広く対応できる。

なお、補助番号の付番に伴い、申請者には既存の住居番号プレートとデザインを合わせた補助番号プレートを配付する。

3 補助番号付番方法の概略

補助番号を付番する場合、住民票の住所欄の表記は「板橋区板橋〇丁目〇番〇号-〇」となる。現在、板橋区では、原則 15m ごとに街区を分割し、対象戸建ての主要な出入口がどこに接するかで住居番号（住所の最後の「〇号」の部分）を決めている。【別紙「住居表示台帳イメージ」参照】

補助番号は、この住居番号の決め方を応用し、次の①～③のように付番する。これにより重複を避けることが可能になる。

- ① 住居番号を定めるために街区を分割している区間を更に分割した「補助専用基礎番号」を原則 3m ごとに設定し、一定の順番を保つ。【別紙「事例 1」参照】
- ② 申請のあった戸建てにのみ付番し、申請のない戸建てには付番しない。【別紙「事例 2」参照】
- ③ 補助専用基礎番号は、街区の外周だけではなく、街区内道路にも一定基準で設定する。【別紙「事例 3」参照】

4 制度開始スケジュール

実施時期	実施内容
平成 30 年 4 月～	住居表示台帳システム準備作業
平成 30 年 6 月～9 月	関係規定等整備
平成 30 年 10 月	運用開始（予定）

5 周知方法

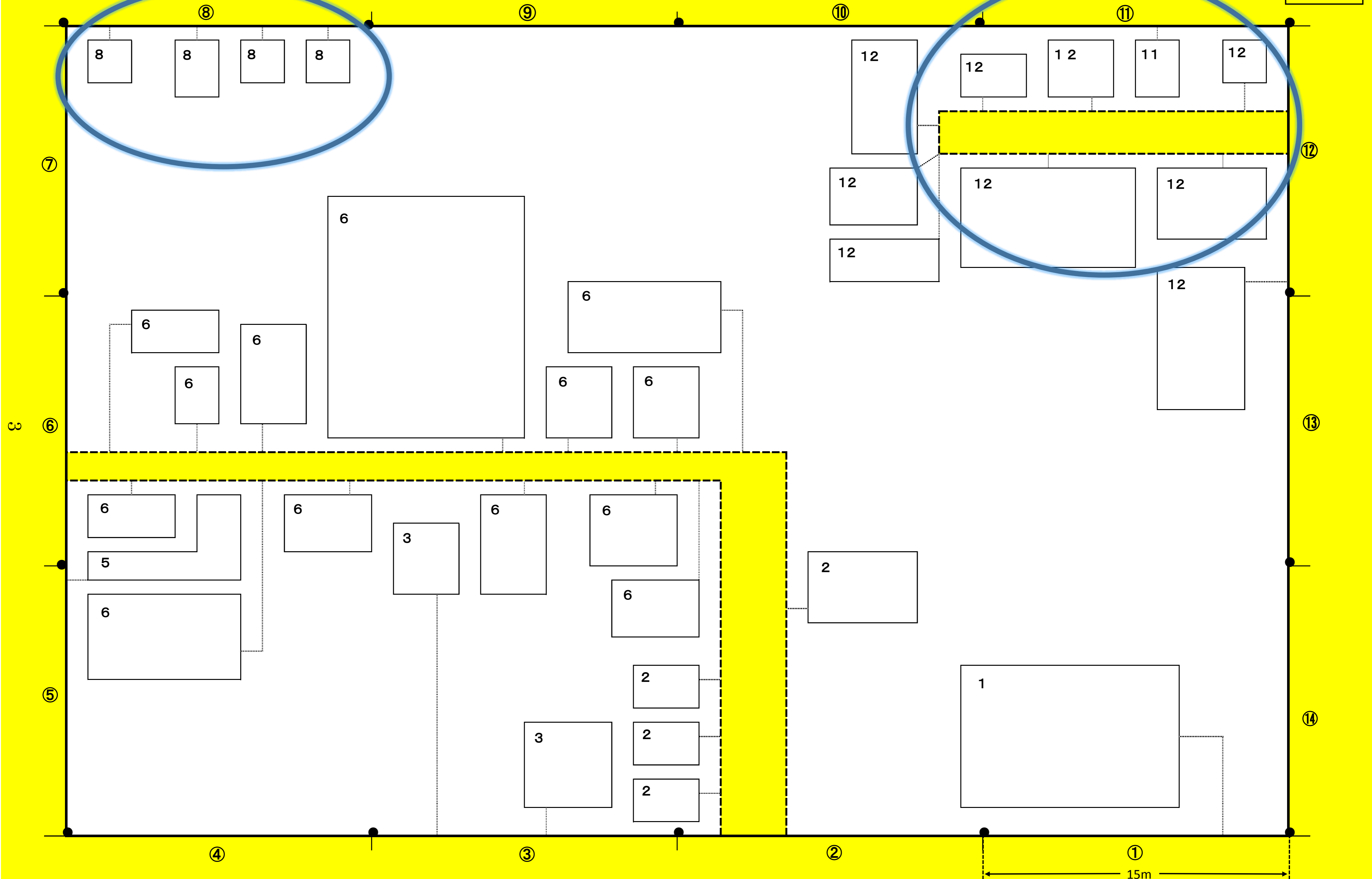
No.	周知方法	詳細
1	ポスター掲示	本庁舎、区民事務所、その他区立施設等
2	チラシ配付	本庁舎、区民事務所、その他区立施設、町会回覧板等
3	広報いたばし	平成 30 年 9 月 15 日号掲載
4	区ホームページ	広報いたばし掲載に併せてページ公開
5	区公式 SNS	区公式ツイッター及びフェイスブック
6	希望者への個別連絡	戸籍住民課及び区民事務所にて問合せ受付記録作成
7	関係機関等への周知協力依頼	郵便局、警察、消防、民間事業者へ周知協力依頼

住居表示台帳イメージ

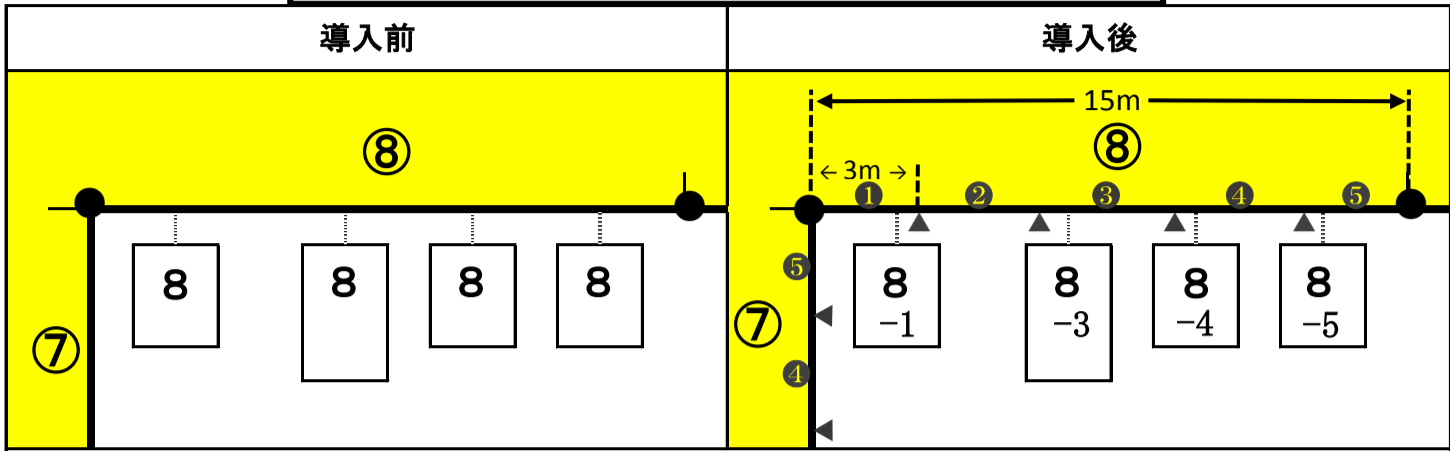
事例1, 事例2参照

事例3参照

別紙

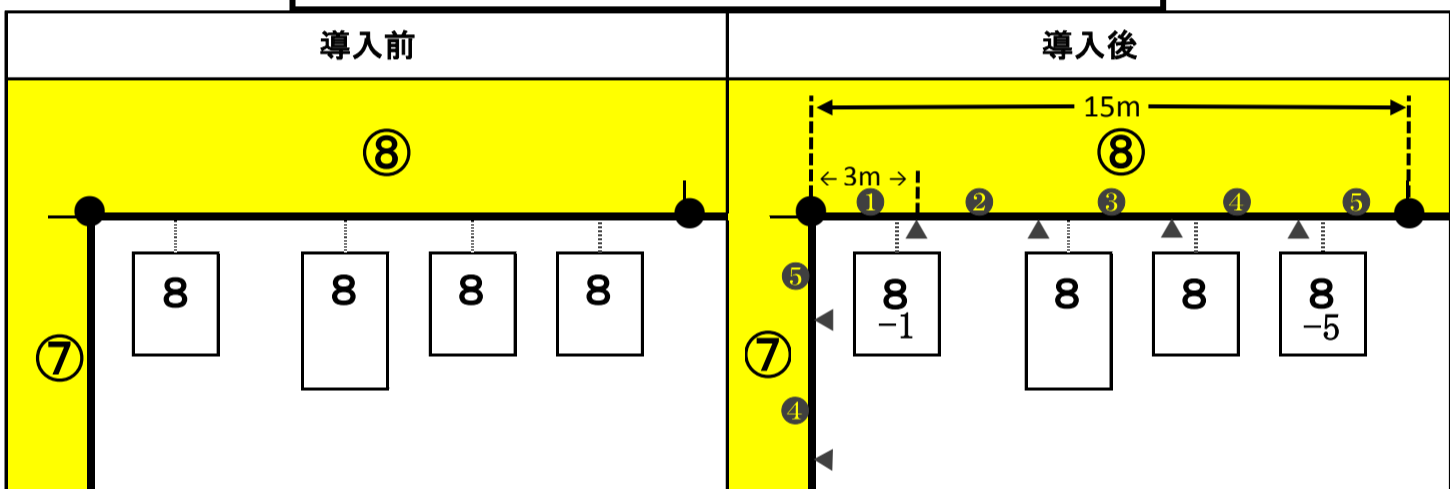


事例1. 既存の建物全てが補助番号をつける場合



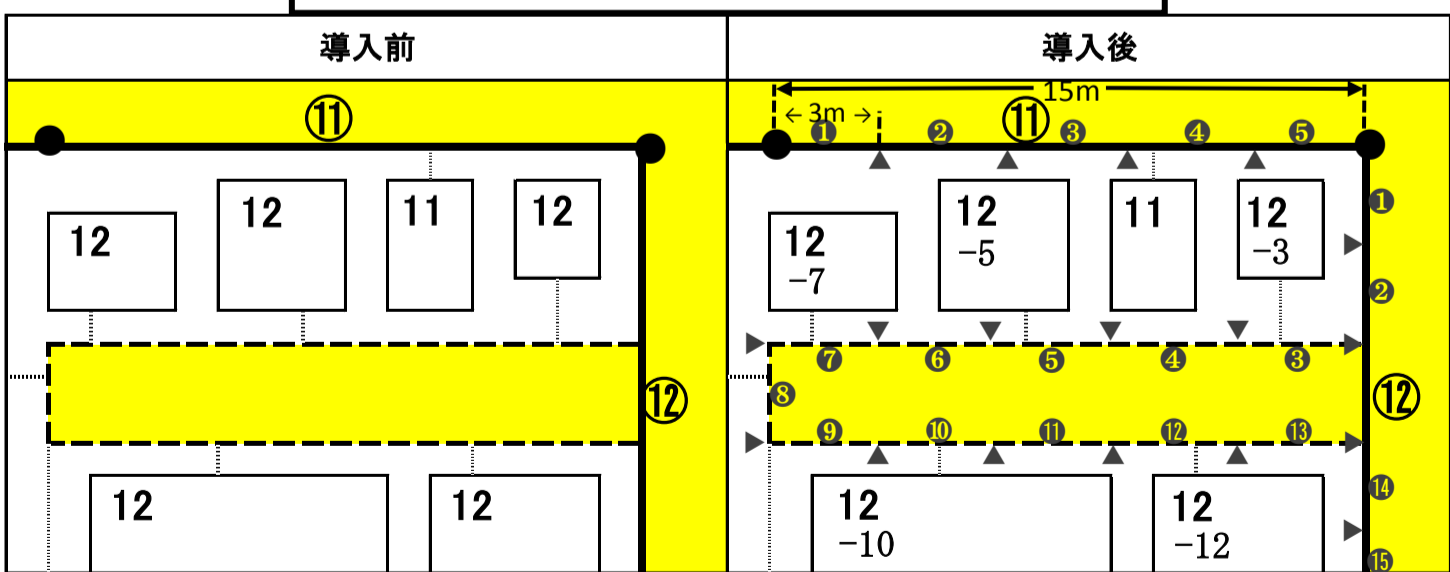
住居番号用とは別に、補助番号のためのフロンテージ(間隔)ポイントを設定し、そのポイントに応じた番号を補助専用基礎番号として付番する。
フロンテージは原則3mで設定するが、必要に応じ任意に変更可能とする。

事例2. 既存の一部の建物に補助番号をつける場合



全ての建物に番号を付番できるよう、事前に補助番号のためのフロンテージ及び番号の設定は行う。
実際に補助番号の申請があった物件にのみ付番し、申請がない建物や対象外の建物には付番しない。

事例3. 街区内道路ができた場合



住居番号は街区の外周に基礎番号を振るが、補助番号は街区の内側の道路にもフロンテージを設け、個別の番号で判別ができるようにする。

凡例

- 道路
- 外路線
- フロンテージポイント (住居表示境)
- 街区内道路線
- 建物外形
- 出入口線
- 住居表示基礎番号 ⑦
- 住居番号 8
- 補助番号 -3
- フロンテージポイント (補助番号境)
- 補助専用基礎番号 ①